

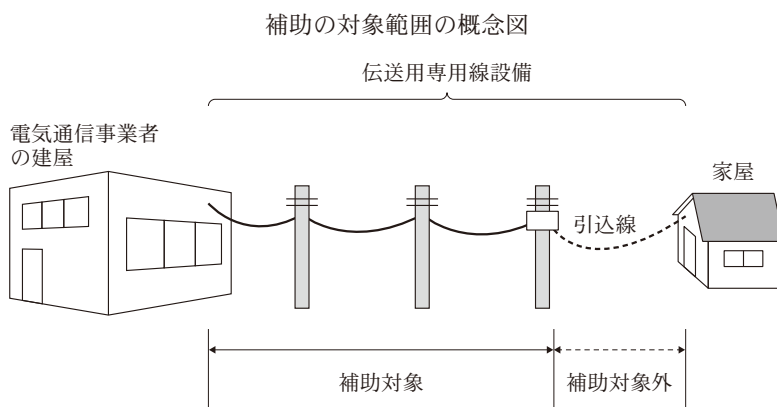
同村は、3、4両年度に、電気通信事業者と光ファイバ等の設備の保守業務に係る委託契約をそれぞれ契約金額 16,059,120 円で締結していた。そして、当該契約金額を含めた運用経費から施設貸付料等の収入を差し引いた額を補助対象事業費とした実績報告書等を総務本省に提出して、それぞれ前記3、4両年度の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、委託契約の保守業務には引込線の修繕が含まれており、3、4両年度の実績報告書における運用経費には、いずれも引込線に係る修繕費相当額 7,893,381 円が含まれていた。

したがって、上記の運用経費から補助の対象外とされている引込線に係る修繕費相当額を控除するなどして適正な補助対象事業費を算出すると3、4両年度計 10,431,995 円となることから、3、4両年度の実績報告書の補助対象事業費計 14,072,533 円は、これに比べて 3,640,538 円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額計 1,820,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、総務本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



そ の 他 (31)～(35)

- (31) 特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定  
(34) 財源として国庫補助金等を控除していなかったこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの

|                 |                                                |
|-----------------|------------------------------------------------|
| 所管、会計名及び科目      | 内閣府、総務省及び財務省所管<br>交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金 |
| 部 局 等           | 総務本省                                           |
| 交 付 の 根 拠       | 地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)                       |
| 交 付 先           | 市 3、町 1                                        |
| 特別交付税交付額        | 15,499,701,000 円(令和 3 年度～ 5 年度)                |
| 過大に交付された特別交付税の額 | 49,829,000 円(令和 3 年度～ 5 年度)                    |

## 1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

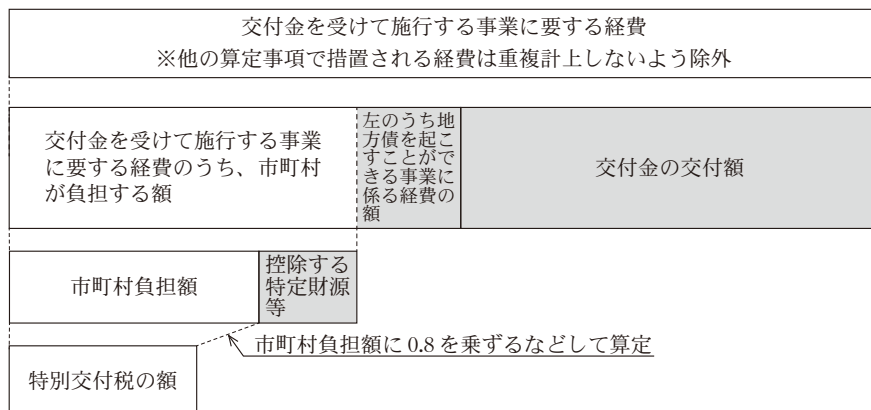
特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。算定事項には、移住・定住対策に要する経費(以下「移住定住経費」という。)、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」という。)、原油価格高騰対策に要する経費(以下「高騰対策経費」という。)等がある。

地方交付税法等に基づき、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」という。)を作成して都道府県に提出することとなり、都道府県は管内市町村から提出された算定資料の審査を行って総務省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から送付された算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の額の算定は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている(以下、特別交付税の額の算定の対象となる市町村が負担する額を「市町村負担額」という。)。そして、地方創生経費については、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)を受けて施行する事業に要する経費のうち、交付金の交付額及び地方債を起すことができる事業に係る経費を除いた額から、更に交付金以外の国庫補助金等の特定財源等を控除した額を市町村負担額とすることなどとされている(図参照)。また、高騰対策経費については、公共施設等における燃料費の高騰により増加した経費等の原油価格高騰対策に関する取組に要する経費のうち、国庫補助金等の特定財源等を控除した額を市町村負担額とすることなどとされている。

そして、省令等によれば、算定資料の記載に当たり、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、これを重複計上しないよう除外することとされている。

図 特別交付税の額の算定に係る概念図(地方創生経費の例)



## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、8県及び9都道県の63市町村において、令和3年度から5年度までの間に交付された特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、4道県の4市町において、算定資料の作成に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定財源として国庫補助金等を控除していなかったこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、4市町に交付された特別交付税計15,499,701,000円のうち計49,829,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4道県の4市町において省令等の理解、算定資料の確認等が十分でなかったこと、4道県において市町の算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

### ＜事例1＞

岩手県岩手郡葛巻町は、令和3年度に、地方創生経費の算定資料の作成に当たり、市町村負担額を90,619,000円として、地方創生経費に係る算定額を含む特別交付税410,706,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、3年度の交付金事業として実施した公共施設整備事業が、地方創生経費の算定の対象とならない地方債を起こすことができる事業であったにもかかわらず、同事業に係る経費を誤って地方創生経費の算定の対象としていたため、地方創生経費に係る市町村負担額45,850,000円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、374,026,000円となることから、特別交付税36,680,000円が過大に交付されていた。

### ＜事例2＞

新潟市は、令和3、4両年度に、高騰対策経費の算定資料の作成に当たり、市町村負担額を3年度244,433,000円、4年度266,353,000円として、高騰対策経費に係る算定額を含む特別交付税、3年度3,512,023,000円、4年度4,773,372,000円、計8,285,395,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、3、4両年度の算定資料の作成に当たり、公共施設等における燃料費の高騰分のみを計上すべきところ、清掃施設、公用車の一部において、誤って燃料費の全額を計上していたため、高騰対策経費に係る市町村負担額、3年度3,371,000円、4年度7,636,000円が過大となっていた。

したがって、適正な市町村負担額に基づいて特別交付税の額を算定すると、3年度120,531,000円、4年度129,359,000円、計249,890,000円となることから、特別交付税、3年度1,686,000円、4年度3,818,000円、計5,504,000円が過大に交付されていた。

以上を道県別に示すと、次のとおりである。

|                         | 道 県 名       | 交 付 先             | 算 定 事 項 | 年 度 | 特別交付税交付額        | 過大に交付された特別交付税の額 | 摘 要                           |
|-------------------------|-------------|-------------------|---------|-----|-----------------|-----------------|-------------------------------|
| 第3章<br>第1節<br>第2<br>総務省 | (31)        | 北 海 道 札 幌 市       | 移住定住経費  | 3   | 千円<br>4,950,177 | 千円<br>1,095     | 他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたもの |
|                         | (32)        | 岩 手 県 岩 手 郡 葛 巻 町 | 地方創生経費  | 3   | 410,706         | 36,680          | 算定の対象とならない経費を含めていたもの          |
|                         | (33)        | 山 形 県 新 庄 市       | 高騰対策経費  | 4、5 | 1,853,423       | 6,550           | 国庫補助金等を控除していなかったもの            |
|                         | (34)        | 新 潟 県 新 潟 市       | 同       | 3、4 | 8,285,395       | 5,504           | 算定の対象とならない経費を含めていたもの          |
|                         | (31)～(34)の計 |                   |         |     | 15,499,701      | 49,829          |                               |

(35) 震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったため、同交付税が過大に交付されていたもの

|                     |                                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 所管、会計名及び科目          | 内閣府、総務省及び財務省所管<br>交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金                                        |
| 部 局 等               | 総務本省                                                                                  |
| 交 付 の 根 拠           | 地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成 23 年法律第 41 号) |
| 交 付 先               | 岩手県九戸郡野田村                                                                             |
| 震災復興特別交付税交付額        | 5,640,221,000 円(平成 23 年度～29 年度)                                                       |
| 過大に交付された震災復興特別交付税の額 | 11,777,000 円(平成 23 年度～29 年度)                                                          |

## 1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成 23 年法律第 41 号)に基づき、東日本大震災(平成 23 年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を 23 年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成 23 年総務省令第 155 号)等を 23 年度以降毎年度制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23 年度から 29 年度まで各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)

また、市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、市町村から提出さ